

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営上のリスク管理が適切、相当の水準で実行できている状況下で生み出される「利益」こそが「株主」の期待するものであり、「企業は永遠」であるための必要十分条件と考えております。「公正さ」「公平さ」「迅速性」「適法性」「透明性」「情報開示力」等のキーワードを日々の業務の中で、全役職員に周知徹底し、具体的に組織運営を通じて実行された結果としての「利益」と「継続的な成長」をまさに株主は期待していると考えております。当社はこれに応える責務を負っていると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SCSK株式会社	14,500	55.59
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	2,500	9.58
ベリサーブ従業員持株会	1,241	4.76
浅井清孝	523	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	497	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	157	0.60
加藤一夫	130	0.50
小澤裕紀	101	0.39
高橋豊	93	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	85	0.33

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 SCSK株式会社 (上場:東京) (コード) 9719

補足説明 更新

株式会社CSKは、2011年10月1日をもって住商情報システム株式会社を存続会社とした合併を行い、社名をSCSK株式会社といたしました。そのため当社株式の保有者が変更されております。

人的関係につきましては、提出日現在、当社の役員9名のうち、取締役2名ならびに監査役1名は、当社の親会社であるSCSK株式会社の執行役員等を兼務しております。当社 社外取締役の市野隆裕氏はSCSK株式会社の常務執行役員ビジネスサービス事業部門長、上田哲也氏は同社の執行役員待遇事業戦略グループ長の職にあり、また、社外監査役の清水康司氏は同社の執行役員財務・リスク管理グループ長の職にあり、

同社は当社株式の議決権比率50%超を保有する親会社であります、それぞれ個人が直接利害関係を有するものではなく、それぞれの資質に基づき、役員就任を依頼しております。

親会社等との取引に関しましては、2012年4月26日に開示しております「平成24年3月期 決算短信[日本基準(連結)]」の(関連当事者情報)をご参照ください。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループでは、親会社であるSCSK株式会社及びその企業グループとの取引等に関しまして、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様に法令、社内規程・規則に基づき行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
市野隆裕	他の会社の出身者	○				○		○	○	
上田哲也	他の会社の出身者	○				○		○	○	
芝昭彦	弁護士				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
市野隆裕		SCSK株式会社常務執行役員 ビジネスサービス事業部門長 ビジネスサービス事業本部長	IT関係の会社役員としての会社経営の経験、知識から、当社の事業経営に有益な助言をいただくことができるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、大株主であるSCSK株式会社の常務執行役員を兼務しておりますが、想定される利益相反などの問題に対しては、法令並びに取締役会規則の定めに従い、適法・適切に対応しており、社外取締役としてSCSK株式会社からの独立性は確保されており、当社独自の公正な経営判断を妨げるものではないと判断しております。また、同氏とは、就任に伴い責任限定契約を締結しております。
上田哲也		SCSK株式会社執行役員待遇 事業戦略グループ長	ネットワーク関連のITビジネスに長年携わられており、さらに会社役員としての経験・知識をもとに当社の事業経営に有益な助言をいただけるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、大株主であるSCSK株式会社に勤務されておりますが、想定される利益相反などの問題に対しては、法令並びに取締役会規則の定めに従い、適法・適切に対応しており、社外取締役としてSCSK株式会社からの独立性は確保されており、当社独自の公正な経営判断を妨げるものではないと判断しております。また、同氏とは、就任に伴い責任限定契約を締結しております。
			企業法務を中心に弁護士活動を行われてお

芝昭彦	○	芝経営法律事務所代表 フクダ電子株式会社監査役 株式会社プリンスホテル監査役 岡本硝子株式会社監査役	り、当社のリスク管理やコンプライアンスなどに助言をいただけるものと考え、選任しております。同氏が代表を務める芝経営法律事務所とは、特別な利害関係はありません。また、当社の関連当事者との利害関係は希薄であり、独立中立的な立場からの助言を得られると考え、独立役員にもあわせて選任しております。また、同氏とは、就任に伴い責任限定契約を締結しております。
-----	---	---	---

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役員の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、監査終了後、監査講評会を開催し、代表取締役、監査役への報告を実施しております。また、定期的に会合を持ち、監査役、会計監査人と意見交換を行っています。監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成されており、監査役会で定めた監査計画に従い監査を実施しております。法令遵守体制及び内部統制システムの整備・運用状況等については、取締役会等の重要な会議への出席、重要な書類等の閲覧、取締役等の職務執行状況の聴取を通じた監査を実施するとともに、監査室から内部監査の結果について適宜報告を受けております。内部監査は、内部監査規程に基づき監査室が定期的に各部門の業務監査を行っており、会計監査人による監査講評会等にも出席しております。提出日現在における監査室は1名であります。提出日現在における監査役会は、社外監査役2名を含む3名（うち常勤監査役1名）で構成されております。監査役会が定めた監査計画に従い監査を実施しております。監査役会の開催頻度は原則毎月1回であります。適宜必要に応じ臨時に開催することがあります。法令遵守体制及び内部統制システムの整備・運用状況等については、監査役が取締役会等の重要な会議へ出席することや重要な書類等の閲覧、取締役等の職務執行状況の聴取を通じた監査を実施するとともに、監査室から内部監査の結果について適宜報告を受けております。更に、会計監査人から監査計画及び監査の方法と結果について定期的に報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
梶原岳男	公認会計士					○				○
清水康司	他の会社の出身者	○			○	○		○	○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
梶原岳男	○	梶原公認会計士事務所 代表 中央経営コンサルティング株式会社 代表取締役社長	公認会計士の資格を有されており、財務・会計に精通し社外監査役の立場で、当社経営にご助言をいただくことができると考え、選任しております。加えて、独立中立的な立場からの助言を得られると考え、独立役員にもあわせて選任するものであります。また、同氏とは責任限定契約を締結しております。なお、同氏の代表を務められる会計事務所等と特別な利害関係はありません。
清水康司		SCSK株式会社執行役員 財務・リスク管理グループ長	企業の財務・会計に精通し、社外監査役の立場でご助言をいただく為、選任しております。また、同氏とは責任限定契約を締結しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員2名の主な活動としては、会社の重要な会議への出席として、原則毎月1回の取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、取締役会には監査役も出席し、取締役の業務の執行状況を監視しております。2012年3月期における独立役員の取締役会(監査役会)への出席状況は、次の通りであります。

芝昭彦取締役 取締役会 14回のうち13回に出席。
梶原岳男監査役 監査役会 13回のうち13回に出席。取締役会 14回のうち14回に出席。

いずれの役員からも、適宜それぞれの見地等からご発言いただいております。
なお、取締役会(監査役会)の開催回数は、役員就任後の当連結会計年度における出席対象となる回数を記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入しておりますが、過去に発行したストックオプションが行使期限を迎えたため、提出日現在、潜在的に存在している株式はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2012年3月期における当社役員への報酬総額は、取締役8名に対し78,300千円(内社外取締役4名 8,040千円)、監査役3名に対し17,640千円(内社外監査役2名 3,600千円)を支給しております。
なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、上記報酬総額には、2012年3月期中に退任された取締役2名への報酬も含まれております。

役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりません。
また、使用人兼務取締役の使用人給与につきましては、重要な該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、報酬等の限度額を株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれについて決定いただいております。本書提出日現在、取締役については2007年6月22日開催の第6回定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また監査役については同株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。各取締役及び監査役の報酬額の算定については、当社の内規に定められており、それに沿って決定しております。具体的には、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専任スタッフは配置しておりませんが、監査部門、人事総務部門ならびに経理部門のそれぞれのスタッフが適宜対応しております。また個別の事案等についても必要に応じ、適宜報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しております。本書提出日現在では取締役6名、監査役3名であり、取締役6名のうち3名は社外取締役、監査役3名のうち2名は社外監査役となっております。また、取締役、監査役それぞれに独立役員を選任しております。
当社のガバナンス体制につきましては株主総会を頂点とし、取締役会、監査役会、会計監査人で構成されております。当該体制は、当社の事業規模等を勘案し採用しているもので、それぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するものと考えております。取締役並びに監査役の員数は定款に定められており、取締役15名以内、監査役4名以内としております。また、当社では取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。
提出日現在の当該体制の概要は添付の模式図をご参照ください。

● 業務執行

業務執行につきましては、当社では、経営と業務執行を分離し、業務執行の迅速化を行い、コンプライアンスを強化すると共に、経営による監督機能の強化をすすめ、より柔軟な組織運営にあたることを目的として、2008年7月より執行役員制度を導入しております。業務執行にあたっては、次のような組織があります。

<取締役会>

原則として、毎月1回の取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会には監査役も毎回出席し、取締役の業務の執行状況を監視しております。

<経営会議>

業務執行にかかわる運営については、経営会議を中心として運営しております。月2回以上経営会議を開催・運営しており、当社「決裁権限規程」等に基づく議案等について迅速かつ適切な審議を行っております。

業務執行にあたっては、経営会議から上申された会社の経営上の重要な決定を取締役会にて行い、業務執行と経営を分離し、会社運営を行っております。また、取締役会において定めた「職務権限規程」等の内規により権限を委譲し、日々に業務運営にあたっております。取締役会は、原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会には監査役も毎回出席し、取締役の業務の執行状況を監視しております。また、月2回以上の経営会議を開催・運営しており、当社「職務権限規程」等に基づく議案等について迅速かつ適切な組織運営にあたっております。なお、社外取締役1名を独立役員に指名しております。

●監査・監督

監査・監督につきましては、監査役会、会計監査人および監査室が実施しております。取締役の業務執行の監査につきましては、監査役会が監督しております。監査役会における年次監査計画を基に業務監査を実施しております。当該事項の実施状況につきましては、前述の1. 機関構成・組織運営等に係る事項の【監査役関係】をご参照下さい。なお、社外監査役1名を独立役員に指名しております。

●指名・報酬決定等

指名につきましては、取締役会において候補者を選出し、株主総会で決議いただきます。当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。なお、取締役の任期は定款の定めにより1年以内となっております。また、監査役の任期は定款の定めにより4年以内となっております。また、業務執行を行なう執行役員の指名につきましては取締役会において行われ、事業部長や部長等の指名につきましては、内規に従い、その役職に応じた決裁方法において、任命いたします。

報酬決定等につきましては、報酬等の限度額を株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれについて決定いただいております。本書提出日現在、取締役については2007年6月22日開催の第6回定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また監査役については同株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。各取締役及び監査役の報酬額の算定については、当社の内規に定められており、それに沿って決定しております。具体的には、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のガバナンス体制につきましては株主総会を頂点とし、取締役会、監査役会、会計監査人で構成されております。当該体制は、当社の事業規模等を勘案し採用しているもので、それぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の設定当社では、出来る限る集中日を避けた設定に努めてまいりたいと考えており、過去5回の開催においては、集中日を回避し設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的におこなっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適宜、ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部内に広報IR部を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する旨を明文化して、当社グループでは役員・社員に行動基準として携帯させております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	高齢者雇用には率先して取組み、当社では「シニアテスター制度」として定期的に採用を進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、コンプライアンスに関連した取組みとして、役員、社員に対して、法令遵守・企業倫理に関する統一基準を定めた「企業行動憲章」「役員社員行動基準」を2004年4月より施行しております。この中でステークホルダーに対して適時・適法・適正に情報を開示する旨、定めております。また、当社ではディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載し、これに則り、情報開示に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法に対応した「内部統制システムに関する基本方針」を株式公開企業としてステークホルダーに対する社会的責任や法の趣旨に鑑み、2006年5月の取締役会において、当時会社法の大会社ではありませんでしたが先んじて導入いたしました。

以降、社会的な要請などに対応し、随時に見直しを行っております。

1. 内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令遵守がすべての企業活動の前提である旨を定める「ベリサーブグループ企業行動憲章」及び「ベリサーブグループ役員社員行動基準」を制定し、役員・社員への周知徹底をすすめ、役員・社員が法令及び定款を遵守するために必要なその他の関連規程類を整備し、その浸透・徹底を図る。
- (2)当社は、コンプライアンスに関する統括組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会の委員長は、当社のコンプライアンス態勢の整備に関する統括責任者としての責任と権限を持つ。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査役へ報告する。
- (3)コンプライアンス違反等が発生した場合に、迅速かつ適切な対応のできる体制をSCSKグループと連携のうえ整備する。また、コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「ヘルプライン」を設置・運用する。
- (4)役員・社員へのコンプライアンス研修および啓発を定期的実施する。また、定期的にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透度等につきモニタリングを行う。
- (5)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保の上、担当部門を設けて、十分な体制を整備して運用する。
- (7)内部監査担当部門は独立的な立場で当社及びグループ会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善を促す。
- (8)内部者取引防止委員会を設置し、「内部者取引防止規程」を制定の上、役員・社員による当社、グループ会社及び取引先企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施し、積極的に啓発活動を行い、インサイダー取引の未然防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」に従い、文書または電磁媒体に記録して保存する。
- (2)文書の保存、管理は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文章保存年限表による。
- (3)取締役及び監査役は、「文書管理規程」に基づき、これら文章を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)日常の業務執行については、「職務権限規程」に基づき、付与された権限の範囲内で事業の遂行にあたりリスクを管理する。経営上のリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長とする経営会議で行い取締役会に報告する。
- (2)日常の業務執行にあたり、機密情報の管理徹底と個人情報保護の適切な保護は重要な問題であり、当社規程として「機密情報管理規程」、「個人情報保護規程」ならびにそれらに関連した規則を制定し、対応の徹底を行う。役員・社員への研修及び啓発を実施し、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行い、監査役も毎回出席する。
- (2)取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
- (3)事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的(月次、四半期、半期、年間)に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

5. 会社ならびに親会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)SCSKグループの横断的な会議体への出席を通じて、グループ間情報の共有化を図る。
- (2)当社グループ全体の監査役監査が実効的に行われることを確保する。
- (3)内部監査担当部門は、当社グループ各社の内部監査を定期的実施し、リスクに対する統制の状況を違法性と合理性の観点から評価する。
- (4)当社グループ会社における業務の違法性と適正性を確保する。
- (5)当社グループ全体での規程類の内容を統一化、標準化し、一層の業務の適正化及び効率化を図る。
- (6)SCSKグループならびに当社グループ間取引ルールを役員・社員へ徹底して、グループ間取引の適正を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容(組織、人数等)を調整し実施する。
- (2)当該使用人は、職務遂行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。
- (3)監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保する。
- (2)監査役が、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換の機会を行う。また必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (3)監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士など外部専門家のアドバイスを求めることができる。

2. 内部統制システムの整備状況

(1)内部統制システムの整備の状況

内部統制については、統制組織及び統制手段を相互に結びつけ内部統制が作用する仕組みを構築しております。また、2006年5月に「内部統

制システムに関する基本方針」を定めております。統制手段としては、社内規程・内規等の整備を図り、業務実施に際しての適正な管理を行うとともに、監査役会、会計監査人及び内部監査部門が監査を実施し、三様監査の体制を適切な水準に維持するよう努めております。一方、ガバナンスが有効に機能し、透明性を確保していくために、当社では、取締役1名、監査役1名を独立役員に指名しております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査規程に基づき内部監査部門が定期的に各部門の業務監査を行っており、また会計監査人による監査講習会に出席しております。当事業年度末における内部監査部門は1名であります。当該部門では、年度毎に監査計画を策定し、社内の各部門に対して内部監査を実施しております。また金融商品取引法に定められる「財務報告に係る内部統制」の各プロセスにおける独立的評価手続きを担い、経営者に報告を行っております。

2007年6月22日開催の第6回定時株主総会において、定款の一部変更が決議され、当社は監査役会を設置いたしました。監査役会は、社外監査役2名（うち1名は公認会計士）を含む3名で構成されており、監査役会が定めた監査計画に従い監査を実施しております。法令遵守体制及び内部統制システムの整備・運用状況等については、監査役が取締役会等の重要な会議へ出席することや重要な書類等の閲覧、取締役等の職務執行状況の聴取を通じて監査を実施しております。また監査役会・会計監査人・内部監査部門間において、情報共有化や意見交換等の相互連携を適宜行っており、監査の効率的実施と一層の有効化を図っております。

(3) 会計監査の状況

当社は、2007年6月22日開催の第6回定時株主総会において、会計監査人を置く旨を決議しております。

当社は、2012年3月期の会計監査人として有責任あずさ監査法人より、決算監査及び期中監査を通じて会計監査を受けております。監査終了後、監査講習会を開催し、取締役会、監査役会への報告を実施しております。加えて、重要な会計的課題等については、随時相談・検討を実施しております。

(4) リスク・マネジメントへの取り組み状況

事業等のリスクにつきましては、法務部門が主管となり定期的に事業等のリスクを把握し、リスク・コンプライアンス委員会にはかり、リスクコントロールに努めております。また、内部者取引等を防止するため、当社は取締役会等で決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法及び東京証券取引所の関係規則により開示が要求される重要情報、ならびに投資判断に影響を与えられると思われる情報（決定事実に関する情報、決算に関する情報、発生事実に関する情報）などについては、適時・適切な開示活動に努めております。当該情報は、その取扱について「機密情報管理規程」ならびに「内部者取引防止規程」に基づき情報管理を徹底し、情報の漏洩を防止するとともに、問い合わせ責任者を情報取扱責任者として一元的に集約し、把握するように努めており、適宜必要な会議等に諮り、意思決定しております。

また、当該情報の開示に際しては、「公平」「公正」かつ「正確」な情報開示を「迅速」かつ「適法」に行うことを旨としており、必要に応じ適宜、会計監査人、顧問弁護士ならびに当社を連結対象とする親会社SCSK株式会社及び主幹事証券会社等より助言を受ける場合があります。

加えて、内部者取引防止委員会においては、役職員による当社、グループ企業、顧客企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施しているほか、積極的な啓発、教育を行いインサイダー取引の防止に努めております。

当社及び顧客企業の機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を目的に、規定の整備や機密情報管理委員会を設置し、規定等の整備や機密情報ならびに個人情報の取扱方法等を徹底し、その教育・啓発を進めております。また、法令及び企業倫理を徹底するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、実効性を確保するため、コンプライアンスに関連した問題が発生した場合、報告・情報を適切に収集できるように「ヘルプライン制度」の運用を開始する等、不測の事態に迅速に対応できる体制の整備に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」旨を、企業行動憲章及び役員社員行動基準に定め、反社会的勢力排除に関する規則において、当社の反社会的勢力の排除に関する具体的な基本方針を表明したうえで、その対応方針を明示し、反社会的勢力排除に関する対策の整備を行います。

具体的な反社会的勢力排除に関する取り組みといたしましては、新規取引先に関しては事前に、継続取引先に関しては定期的に反社会的勢力が否かの調査を行い、反社会的勢力に関する情報の一元管理・蓄積を行ってまいります。また、取引先との当社標準契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を定め、本条項に違反した場合、契約を無条件で解除できる旨を規定しております。

他方、自社株の日々の売買状況から不自然な動き等の監視や主幹事証券会社等に市況動向などを確認するとともに、株主名簿管理人等からの情報を基に期末及び中間期末の株主の属性を収集し、反社会的勢力等の動向を定期的にチェックしております。反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は法務部門とし、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築しております。反社会的勢力の排除に関する取り組みは、今後も必要に応じ、警察等の外部機関のセミナーを受講する等、反社会的勢力による被害の防止に関する知識を深めつつ、継続的な見直しを行う予定です。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示に係る基本方針

当社はディスクロージャーポリシーを定め、金融商品取引法および東京証券取引所の定める規則を遵守し、当社および当社グループ各社に係る情報を適時・正確かつ公平に株主・投資家の皆様に開示いたします。また、株主・投資家の皆様が当社グループへの理解を深める上で有用と判断される情報についても積極的に開示いたします。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

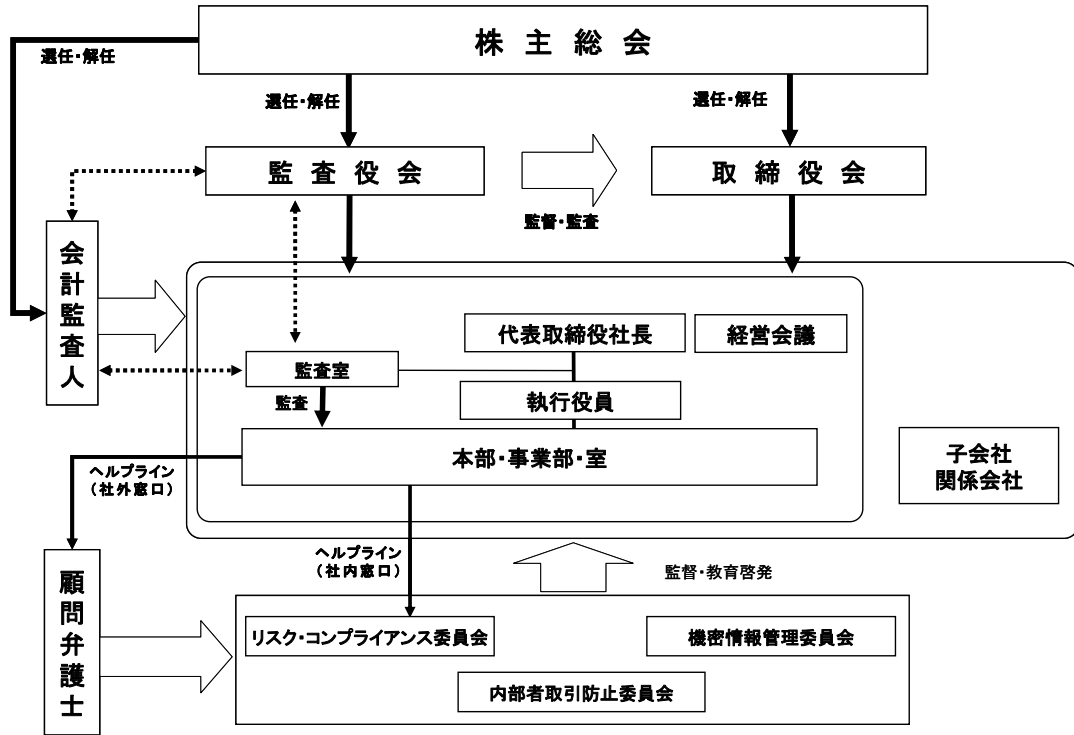
当社では、経営企画本部担当取締役が「情報取扱責任者」を担当し、広報IR部が適時開示等の情報開示の専任部門となり、適時開示に関する事務手続きを行っております。また、「内部者取引防止規程」に基づき管理本部担当取締役が「情報管理責任者」を担当し、その管轄部門である総務部がインサイダー取引管理の専任部門となり、重要情報の漏洩防止、インサイダー取引の規制・指導を行います。「情報取扱責任者」は各部門、各社より収集、集約した重要情報について、適時開示規則等に基づき開示の要否、時期、方法について判定します。開示の要否の判断、または開示資料の作成、開示内容の検討にあたっては必要に応じ、監査法人、弁護士、主幹事証券会社等の意見を聴取し正確かつ公平な情報開示に努めております。

適時開示を要すると判断された情報は、代表取締役社長へ報告、協議の上、取締役会へ付議され、開示内容について決議・承認を経た上で、情報開示担当部門である広報IR部によって開示されます。なお、発生事実で緊急を要する開示については、当該事実の所轄部門と「情報取扱責任者」、代表取締役社長等にて協議の上、開示を行い、後日取締役会に報告されます。

情報の開示は、取締役会承認後、遅滞無く「TDnet」を利用して行い、必要に応じて東京証券取引所内の記者クラブへ資料配布すると同時に、当社ホームページへ掲載する等積極的な開示を行っております。

なお、開示体制の概要につきましては、添付模式図をご参照下さい。

<コーポレートガバナンス概念図>



<適時開示体制の概要図>

